

[Tweet](#)

令和6年12月25日
金融庁

「高速取引行為となる情報の伝達先を指定する件の一部を改正する件」（案）に対するパブリックコメントの結果等について

1. パブリックコメントの結果

金融庁では、「[「高速取引行為となる情報の伝達先を指定する件の一部を改正する件」（案）](#)」につきまして、令和6年11月19日（火曜）から令和6年12月19日（木曜）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、特段のご意見はございませんでした。ご検討いただいた皆様におかれましては、ご協力いただきありがとうございました。なお、本件とは直接関係しないご意見を1件お寄せいただきましたが、こちらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

2. 改正の概要

本件は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第二十六条第一項の規定に基づき、高速取引行為となる情報の伝達先として金融庁長官が指定するものに、Japan Alternative Market株式会社（法人番号：6010001238913）を追加するものです。

具体的な改正の内容については、[別紙](#)をご参照ください。

3. 公布日等

本件の告示は、本日付で公布され、令和6年12月26日（木曜）から適用されます。

（別紙）[高速取引行為となる情報の伝達先を指定する件の一部を改正する件](#)

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）
企画市場局 市場課（内線2696、3943）

相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
 - ▶ 金融サービス利用者相談室
 - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

新着情報配信サービス

▶ 金融庁ソーシャルメディアアカウント

▶ 関連リンク

 証券取引等監視委員会

 公認会計士・監査審査会

サイトマップ

金融庁について

報道・広報

政策・審議会等

法令・指針等

金融機関情報

国際関係情報

アクセスFSA
（金融庁広報誌）

[▲ ページの先頭に戻る](#)

[利用規約・免責事項/著作権](#) > | [プライバシーポリシー](#) > | [ウェブアクセシビリティ](#) > | [アクセス](#) > | [お問い合わせ](#) > |

[各種情報提供サービス（EDINET等）](#) > | [関連リンク](#) >

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government （法人番号6000012010023）

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号：03-3506-6000